2020 年 5 月 29 日

株 主 各 位

スパークス・グループ株式会社
代表取締役社長 グループ CEO 阿部 修平
(コード 8739 東証第一部)

招集通知記載事項の一部訂正のお知らせ

当社「第31回定時株主総会招集ご通知」の記載事項の一部に訂正すべき事項がございましたので、ここにお詫び申し上げますとともに、本お知らせをもって、訂正のご連絡とさせていただきます。

記

■ 訂正箇所：第31回定時株主総会招集ご通知 10ページから16ページ
株主総会参考書類
第2号議案 定款一部変更の件、2. 変更の内容

■ 訂正内容（訂正箇所は網掛で示します。）
訂正の主な内容は、定款の変更点を明示するための下線がもれていた箇所に、下線を追加したことです。

【訂正前】

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
（目 的） 第2条 当会社は、次の業務を営む会社及びこれに相当する業務を営む外国法人の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配及び管理することを目的とする。 1. （条文省略） 2. その他の金融サービスおよびそれに付帯または関連する業務 3. ～8. （条文省略） ② （条文省略） 第3条～第8条（条文省略） （株式取扱規程） 第10条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱いについては、法令または定款において定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。 （基準日）	（目 的） 第2条 当会社は、次の業務を営む会社及びこれに相当する業務を営む外国法人の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配及び管理することを目的とする。 1. （現行どおり） 2. その他の金融サービス及びそれに付帯又は関連する業務 3. ～8. （現行どおり） ② （現行どおり） 第3条～第8条（現行どおり） （株式取扱規程） 第10条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱いについては、法令又は定款において定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。 （基準日）

現行定款	変更案
第11条 当会社は、毎年３月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において議決権を行使することができる株主とする。 ② 前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。	第11条 当会社は、毎年３月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において議決権を行使することができる株主とする。 ② 前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができる。
［中　略］	［中　略］
（取締役会） 第21条　（条文省略） ②　（条文省略） ③ 取締役会の招集は、各取締役及び各監査役に対し、会日の３日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。	（取締役会） 第21条　（現行どおり） ②　（現行どおり） ③ 取締役会の招集は、各取締役に対し、会日の３日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。
［中　略］	［中　略］
（役付取締役） 第23条 取締役会の決議により、取締役社長１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。	（役付取締役） 第25条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。
（代表取締役） 第24条　（条文省略） ② 前項のほか、取締役会の決議により、当会社を代表する取締役を選定することができる。	（代表取締役） 第26条　（現行どおり） ② 前項のほか、取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から当会社を代表する取締役を選定することができる。
［中　略］	［中　略］
（新　設）	第５章　監査等委員会
［中　略］	［中　略］
第33条～第34条（条文省略）	第32条～第33条（現行どおり）
［後　略］	［後　略］

【訂正後】

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
（目　的） 第2条　当会社は、次の業務を営む会社及びこれに相当する業務を営む外国法人の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配及び管理することを目的とする。 1.　（条文省略） 2.　その他の金融サービスおよびそれに付帯または関連する業務 3.～8.　（条文省略） ②　（条文省略） 第3条～第8条（条文省略） （株主名簿管理人） 第9条　当会社は、株主名簿管理人を置く。 ②　（条文省略） ③　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取り扱わせ、当会社においてはこれを取り扱わない。 （株式取扱規程） 第10条　株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱いについては、法令または定款において定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。 （基準日） 第11条　当会社は、毎年３月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において議決権を行使することができる株主とする。 ②　前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。 ［中　略］ （取締役会） 第21条　（条文省略） ②　（条文省略）	（目　的） 第2条　当会社は、次の業務を営む会社及びこれに相当する業務を営む外国法人の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配及び管理することを目的とする。 1.　（現行どおり） 2.　その他の金融サービス及びそれに付帯又は関連する業務 3.～8.　（現行どおり） ②　（現行どおり） 第3条～第8条（現行どおり） （株主名簿管理人） 第9条　当会社は、株主名簿管理人を置く。 ②　（現行どおり） ③　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取り扱わせ、当会社においてはこれを取り扱わない。 （株式取扱規程） 第10条　株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱いについては、法令又は定款において定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。 （基準日） 第11条　当会社は、毎年３月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において議決権を行使することができる株主とする。 ②　前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができる。 ［中　略］ （取締役会） 第21条　（現行どおり） ②　（現行どおり）

現行定款	変更案
③ 取締役会の招集は、各取締役及び各監査役に対し、会日の３日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。	③ 取締役会の招集は、各取締役に対し、会日の３日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。
［中　略］	［中　略］
（役付取締役） 第23条 取締役会の決議により、取締役社長１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。	（役付取締役） 第25条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。
（代表取締役） 第24条 （条文省略） ② 前項のほか、取締役会の決議により、当会社を代表する取締役を選定することができる。	（代表取締役） 第26条 （現行どおり） ② 前項のほか、取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から当会社を代表する取締役を選定することができる。
［中　略］	［中　略］
（新　設）	第５章　監査等委員会
［中　略］	［中　略］
第33条～第34条（条文省略）	第32条～第33条（現行どおり）
［後　略］	［後　略］

以上

■ 本件に関するお問い合わせ先
スパークス・グループ株式会社 経営管理部
TEL : 03-6711-9100 / FAX : 03-6711-9101